



® 平成 29 年 11 月 29 日 (水)

No. 14579 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度

－第5回－ マレーシア(上) …………… (1)

☆注目著作権判例紹介 [86] …………… (11)

アセアン諸国の知的財産制度

－第5回－ マレーシア(上)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

アセアン諸国は、日本からの貿易・投資の拡大が見込まれ、今後とも高い経済成長が予測されている。これに伴い、アセアン諸国の知的財産制度への関心も高まっている。

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、マレーシアの知的財産制度のうち、特許法(特許、実用新

案)、意匠法を中心に解説する。

2. 総論

マレーシアの知的財産法は、特許法、意匠法、商標法、著作権法を基本としている。実用新案制度は、特許法に規定されている。1983年に商標法が施行され、1986年に特許法が施行され、その後、1996年に意匠法が施行された。これらの法律が制定される



INTELLECTUAL PROPERTY LAW

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

TOKYO WTC HARAKENZO
40th Anniversary in 2016

会長 弁理士: 原 謙三

所長 弁理士: 福井 清

副所長 弁理士: 黒田 敏朗
副所長 弁理士: 今野 信二
副所長 弁理士: 藤田 けんじろう
副所長 弁理士: 長谷川 和哉
特許部長 弁理士: 村上 尚
大阪法務部長 弁理士: 八谷 晃
東京法務部長 弁理士: 石黒 泰隆
外資専門部長 弁理士: 岡部 隆雅
特別顧問 弁理士: 小池 隆雅
特別顧問 弁理士: 木下 雅晴

弁理士: 山口 充子
弁理士: 野山 孝
弁理士: 木村 佳宏
弁理士: 須賀 孝
弁理士: 中尾 守男
弁理士: 鶴田 健太郎
弁理士: 村橋 麻衣子
弁理士: 西山 泰生

弁理士: 山本 輝
弁理士: 山崎 善彰
弁理士: 塩川 由貴
弁理士: 川人 信和
弁理士: 青野 正典
弁理士: 山下 直樹
弁理士: 大崎 広美
弁理士: 瀧岡 栄一郎

弁理士: 長尾 誠
弁理士: 鷲見 祥之
弁理士: 竹野 直之
弁理士: 五味 千明
弁理士: 謝 博超
弁理士: 武田 憲学
弁理士: 芦田 文人
弁理士: 水間 章子
弁理士: 西田 佳子

弁理士: 五位野 修一
弁理士: 樋口 智夫
弁理士: 池田 抄太郎
弁理士: 易 永江
中国弁理士: 包 金成
USA弁理士: 岡部 泰隆
OHM弁理士: 八谷 晃典
UK弁理士: 新井 孝政
ドイツ弁理士: ユング アルフ

中国支店 支店長: 阿部 麻衣子
中国支店 支店長: 孫 欧
韓国支店 支店長: 張 軫鉉
台湾支店 支店長: 吉田 良子
タイ支店 支店長: 鶴田 健太郎
インド支店 支店長: 菊田 栄一郎
インド支店 支店長: 川人 正典
大坂商標 支店長: 武田 憲学
東京商標 支店長: 山崎 由貴

東京本部 〒105-6121 東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル21階
TEL (03)3433-5810(代表) FAX (03)3433-5281(代表) E-Mail: iplaw-tyk@harakenzo.com
大阪本部 〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北2番6号 大和南森町ビル
TEL (06)6351-4384(代表) FAX (06)6351-5664(代表) E-Mail: iplaw-osk@harakenzo.com
広島事務所 〒730-0032 広島市中区立町2-23 野村不動産広島ビル4階
TEL (082)545-3680(代表) FAX (082)243-4130(代表) E-Mail: iplaw-hsm@harakenzo.com

当事務所のホームページ <http://www.harakenzo.com> 最新のIP情報を掲載中(随時更新)

〈総勢約250名〉

までは、英国植民地時代(1867年～1963年)の影響で、まず英国で権利化され、その後、マレーシア知財庁に別途出願させていた。したがって、現在のこれらの法律は、英国法の影響を強く受けている。なお、著作権法については、1987年に成立し、豪州法の影響を受けている。

そのほか、集積回路配置保護法(2000年)、地理的表示保護法(2001年)、植物新品種保護法(2004年)などが導入されている。なお、トレードシークレット、トレードドレスについては、コモンローに基づいて保護されている。

知的財産条約については、マレーシアは、1989年にパリ条約とWIPO設立条約に加盟し、1995年にTRIPS協定に加盟した。ベルヌ条約には、1990年に加盟した。国際登録制度については、2006年にPCT条約(特許)に加盟したが、マドプロ(商標)、ハーグ協定(意匠)には加盟していない。

3. 特許法(特許権)

マレーシアの特許法は、2006年8月16日に改正法が施行され、現在に至っている。ここでは、この改正法に基づいて、マレーシアの特許制度について解説する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない限り、マレーシアの特許法の条文を示す。)

(1) 保護対象

「発明」とは、「発明者の思想であって、当該技術の分野における一定の課題についての解決を実際に可能にするもの」(12条(1))と定義され、発明は、物または方法に関するものとされている(12条(2))。

(2) 特許要件

①産業上の利用可能性

特許を受けるためには、産業上の利用可能性を有する発明であることが要件とされている(11条)。また、「発明が、いかなる種類の産業においても、製造又は使用することができる場合は、その発明は産業上の利用可能性を有する」(16条)と規定されている。

②新規性

特許を受けるためには、新規性を有することが要件とされている(11条)。また、「発明が先行技術により予測されないものであるときは、その発明は新規性を有する」(14条(1))と規

定されている。

先行技術については、「その特許出願の優先日前に、世界の何れかにおいて、書面による発表、口頭の開示、使用その他の方法で公衆に開示されたすべてのもの」、「その特許出願より先の優先日を有する国内特許出願の内容であって、その国内特許出願に基づいて付与された特許に包含されているもの」とされている(14条(2)(a))。

<解説>

マレーシア特許法では、実用新案を含めて、新規性については、絶対的新規性(世界公知公用、国内外の刊行物)が採用されており、日本と同様である。

③新規性喪失の例外

以下の開示は、新規性の判断において考慮されない(14条(3))。

(a) その開示が特許出願日前の1年以内になされ、かつ、その開示が出願人又はその譲渡人の行為を理由とするもの又はその行為の結果であったこと

(b) その開示が特許出願日前の1年以内になされ、かつ、その開示が出願人又はその譲渡人の権利に対する濫用を理由とするもの又はその濫用の結果であったこと

(c) その開示が、本法の施行日に英国特許庁に係属している特許登録出願によるものであること

<解説>

日本では、新規性喪失の例外期間が6か月であるのに対して、マレーシアでは、12か月である点で異なっている。

④進歩性

特許を受けるためには、進歩性を有することが要件とされている(11条)。

進歩性の要件については、「先行技術を構成するすべての事項を考慮した場合に、その進歩性が、それに係る技術において通常の知識を有する者にとって自明なものでないときは、その発明は進歩性を有する」(15条)と規定されている。

⑤先後願

「2以上の者が個別に独立して同一の発明をし、これらの者の各々が特許出願をしたときは、